

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問５（個）第１号）

第１ 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった保有個人情報の一部を不開示とした決定は、妥当である。

第２ 審査請求に至る過程

１ 開示の請求

審査請求人は、令和４年１０月２８日付けで、広島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年広島県条例第３３号）附則第３条の規定によりなお従前の例によることとされた同条例による廃止前の広島県個人情報保護条例（平成１６年広島県条例第５３号。以下単に「条例」という。）第１０条第１項の規定により、実施機関に対し、令和元（平成３１）年の審査請求人の里親登録更新に際し、〇〇こども家庭センターが作成し、児童福祉審議会に提出した資料（以下「本件対象文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

２ 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第１４条第３号及び第７号に該当する情報を不開示として、自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和４年１１月１０日付けで審査請求人に通知した。

３ 審査請求

審査請求人は、令和５年１月３０日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第３ 審査請求人の主張要旨

１ 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

２ 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、

おおむね次のとおりである。

- (1) ○○年目の里親更新の資料として出された○○に関する記録の開示を求めたが、知りたい必要部分の開示がなされなかったので、再度請求する。
- (2) 弁明書では、「里親調査票の児童委員等意見及び児童福祉司等意見は、開示することにより今後これらの事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼす恐れがある（広島県個人情報保護条例第14条第7号）に該当すること」として、非開示とした旨記されていた。
- (3) また、その理由は、里親登録更新の際、「児童相談所が行う調査は、里親の適格性を判断し、さらにその後の委託の可能性の可否に及ぶ非常に専門性が高い観点からのアセスメントを含めた調査であり、里親の評価を含むものである。この調査内容が開示されることとなると、里親登録の認定事務が抽象化、形骸化し、その目的及び意義が失われ、これら事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある。」とされている。
- (4) ここで言う「抽象化、形骸化」とは、どのような状況を意味するのか、私には理解できないが、以下の理由により開示請求は妥当なものと考え、改めてお願いする次第である。
 - ア （略）過去の記録の開示が、子どもに影響を与える恐れはない。○○こども家庭センターの言う里親登録の認定事務の執行にも、影響を与えるものではないと考える。
 - イ この度開示請求したのは、自分自身に関する記録であり、家庭訪問の際にどのような指導やアセスメントが行われたと記録されているのか、私は知る権利を有すると考える。
- (5) 尚、この度開示請求を行ったのは、（略）。これは、年1回の家庭訪問時の記録を元に判断されたものと思われ、その根拠を知りたいと、再三、○○こども家庭センターにお願いしてきたが、対応してもらえなかった。そこで、その真実を知りたいとの切なる思いから、申請に踏み切ったものであることを申し添える。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 里親登録更新とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）、児童福祉法施行規則（昭

和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。)などに定められている。

里親登録の有効期間は5年であり(省令第36条の45)、里親登録の更新は、里親の名簿の登録を更新しなければならない(省令第36条の46)こととなっている。この際、都道府県知事は、児童相談所長に当該里親の里親継続の意思や家庭状況の調査をさせ、児童福祉審議会の意見を聴くこととなる(政令第29条)。

- 2 この時の児童相談所が行う調査は、里親の適格性を判断し、さらにその後の委託の可能性の可否に及ぶ非常に専門性が高い観点からのアセスメントを含めた調査であり、里親の評価を含むものである。この調査内容が開示されることとなると、里親登録の認定事務が抽象化、形骸化し、その目的及び意義が失われ、これら事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある。
- 3 本件についてみるに、審査請求人の請求内容の非開示部分は、まさに里親の評価を含むものであり、これが公開されると里親登録の認定業務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼす恐れがあるといえ、条例第14条第7号に該当するものとして不開示としているものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、広島県〇〇こども家庭センターが作成し、広島県児童福祉審議会に提出した、審査請求人に係る令和元年の里親登録更新についての資料である。

実施機関に確認したところ、実施機関は、審査請求人が平成31年(令和元年)に行った里親登録更新申請について、申請書類を受理した後、里親調査票を作成して申請書類に添付し広島県知事へ進達する際に実施機関が作成した書類の全てを対象文書として捉えたと主張している。

広島県〇〇こども家庭センターは広島県行政機関設置条例(昭和39年広島県条例第94号)第6条によって設置された児童福祉法第12条第1項の児童相談所であって、実施機関における里親制度運営に係る事務手続等を定めた里親制度運営要領の第2条第1項によると、「こども家庭センター所長は、里親になることを希望する者から申請書を受理したときは、省令第1条の35に規定する要件、その他要保護児童を委託する者として適当と認めるものであることを調査して、申請書に里親調査票及び関係書類を添えて、知事に進達し

なければならない」旨が定められており、また、同要領第4条第1項において、「知事は、養育里親（専門里親を含む。）又は養子縁組里親となることを希望する者からの申請に基づき、当該希望する者について里親名簿に登録し、又はしないことの決定を行う際には、広島県社会福祉審議会条例（平成12年広島県条例第7号）に基づく広島県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。」とされている。

また、審査会において、実施機関の本件対象文書の作成に係る起案文書を見分したところ、文書決裁書に案文として本件対象文書が添付されるとともに、審査請求人が提出した申請書及び関係書類が添付されていた。

こうしたことからすると、「東部家庭センターが作成し、児童福祉審議会に提出した資料」との請求に対して、里親調査票を対象文書として特定したという実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件対象文書の一部の情報について、条例第14条第3号及び第7号に該当するとして本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の全ての開示を求めていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件処分の妥当性について検討する。

(1) 本件対象文書の不開示部分

実施機関は、本件対象文書のうち、児童委員の印影（以下「本件不開示部分1」という。）については条例第14条第3号に該当し、児童委員の意見及び児童福祉司の意見（以下これらを「本件不開示部分2」といい、本件不開示部分1及び本件不開示部分2を総称して「本件不開示部分」という。）については同条第7号に該当すると説明している。

(2) 条例第14条第3号該当性について

ア 条例第14条第3号について

条例第14条第3号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（略）であって、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

なお、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文の不開示情報から除くこととしている。

イ 条例第14条第3号該当性

審査会において本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分1は里親調査票の別紙である里親調査に関する児童委員等意見書の児童委員の印影であって、これは条例第14条第3号本文の個人情報に該当する。

次に、条例第14条第3号イにおいて、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報は、同号本文により不開示とされる情報から除かれるものとされている。

児童委員は、児童福祉法第16条第2項の規定により民生委員が充てられることとされており、民生委員は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の委員であり特別職の公務員であることから、実施機関に確認したところ、里親は、その地区の児童委員（民生委員）の名を知っていても、どのような印章を使用しているのかについては、知り得ない情報となっており、また、児童委員が使用する印章の印影がある文書を実施機関から里親に対して渡すことはない」と説明する。

また、審査会において、関係法令や里親制度運営要領等を確認したところ、児童委員の使用する印章に係る規定はなかった。

そうすると、児童委員が使用する印章がその職務のためにもっぱら用いられるものとまでは言えず、また、慣行として開示請求者が知ることができる情報とは言えないことから、児童委員の印章の印影は条例第14条第3号イには該当せず、同号ロ及びハに該当しないことも明らかであることから、本件不開示部分1は条例第14条第3号の不開示情報に該当するとした実施機関の判断は、妥当である。

(3) 条例第14条第7号該当性について

ア 条例第14条第7号について

条例第 14 条第 7 号では、「県の機関（略）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とする旨を規定しており、「次に掲げるおそれ」があるものとして、同号へにおいて、「個人の評価、診断、選考、指導、相談等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的の達成ができなくなり、又はこれらの事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれ」があるものを規定している。

イ 条例第14条第 7 号該当性

審査請求人は、本件不開示部分について、里親登録の認定事務の執行に影響を与えるものではないと主張している。

実施機関は、本件不開示部分 2 に記載された調査内容が開示されることとなると、里親登録の認定事務が抽象化、形骸化し、その目的及び意義が失われ、これら事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると主張していることから、具体について実施機関に確認したところ、実施機関は次のように説明する。

- (7) 里親登録について、広島県〇〇こども家庭センターは、里親登録の審議会のとき限りで里親認定される者と関わるのではなく、その後も関係が継続していくものであり、里親と非常に密な信頼関係の中で里親委託措置という事業を継続していかななくてはならない。
- (4) 仮に、広島県〇〇こども家庭センターが所持している里親の評価に関わる記録についてそのすべてを開示することになれば、今後継続していく里親委託業務に係る事務の中で里親を評価していく部分について、過去の経緯も含めた率直な意見交換や評価を行うことが阻害されることになり、結果として里親業務全体の事務が形骸化していくものと言える。

審査会において本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分 2 は、児童委員及び児童福祉司がそれぞれ本件の里親調査についての意見を記載する部分であって、これらが里親名簿登録の申請者に関示されることとなると、意見を記載した児童委員又は児童福祉司と里親名簿登録の申請者との信頼関係が損なわれたり、開示することを前提とした記載がされ率直な意見を記載できなくなるなど、「当該事務若しくは将来の同種の事務の目的の達成ができなくなり、又はこれらの事務の公正かつ円滑な

執行に支障を及ぼすおそれ」があるものと認められる。

したがって、本件不開示部分２は、条例第14条第7号の不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

(4) 小括

以上のことから、本件不開示部分は条例第 14 条第 3 号及び第 7 号の不開示情報に該当する情報であると認められ、実施機関がこれを不開示としたことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5 年 4 月 27 日	・ 諮問を受けた。
令和 6 年 6 月 27 日 (令和 6 年度第 3 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 7 月 25 日 (令和 6 年度第 4 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 8 月 22 日 (令和 6 年度第 5 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 9 月 26 日 (令和 6 年度第 6 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第 2 部会】

石 井 誠一郎 (部 会 長)	弁護士
西 條 潤	近畿大学准教授
山 崎 俊 恵	広島修道大学教授